

東京科学大学の学院等開設科目における成績に対する 確認及び不服申立てに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東京科学大学学修規程(令和6年規程第88号。以下「学修規程」という。)第6条第5項及び東京科学大学大学院学修規程(令和6年規程第94号。以下「大学院学修規程」という。)第7条第5項の規定に基づき、学院等開設科目に係る東京科学大学(以下「本学」という。)の正規課程に在籍する学生(以下「学生」という。)からの成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「学院等開設科目」とは、東京科学大学の学院における学修に関する細則(令和6年細則第48号)別表及び東京科学大学大学院の学院における学修に関する細則(令和6年細則第49号)別表に掲げる授業科目(横断科目を除く。)をいう。

(成績に対する確認)

第3条 学生は、学院等開設科目の成績に対して確認すべき事項がある場合は、授業担当教員に、直接確認するものとする。ただし、直接確認することが困難な場合は、担当事務(教育推進部教務課の担当事務をいう。以下同じ。)を通じて、授業担当教員に別に定める「成績に対する確認書」(以下「確認書」という。)を提出し、確認することができる。

2 前項本文の規定により学生から確認依頼を受けた授業担当教員は、直接当該学生に、確認結果を回答するものとする。

3 第1項ただし書の規定により学生から担当事務を通じて確認依頼を受けた授業担当教員は、担当事務を通じて、当該学生に、確認書により確認結果を回答するものとする。ただし、授業担当教員の判断により、直接当該学生に確認結果を回答することができる。この場合において、当該授業担当教員は、回答内容及び回答日を担当事務に通知しなければならない。

4 学生は、非常勤講師が授業担当教員である授業科目の成績に対して確認する場合は、原則として第1項ただし書の方法により確認するものとする。

(確認依頼受付期間)

第4条 前条第1項による確認依頼の受付期間は、成績公開日から起算して、原則として10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に係所属、卒業又は修了の判定対象者であり、確認を行おうとする成績が系所属、卒業又は修了の判定に関わる場合の受付期間は、成績公開日から起算して、原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第5条 第3条第1項の規定による確認依頼を受けた授業担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は担当事務を通じて確認書を受理した日から起算して、原則として10日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の回答に当たっては、授業担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、授業担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録しなければならない。

(不服申立て)

第6条 第3条の規定により成績に対する確認を行った学生は、授業担当教員からの回答に対して不服がある場合は、別に定める「成績に対する不服申立書」(以下「不服申立書」という。)を、教育を担当する理事・副学長(以下「理事・副学長」という。)あてに提出することにより、不服申立てができるものとする。

(不服申立て受付期間)

第6条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第3条による回答を受理した日から起算して、原則として3日

以内とする。

(審査)

第7条 理事・副学長は、第6条の規定による不服申立書を受理した場合は、別に定める不服申立てを却下する事由に該当する場合を除き、専門科目群の科目については関係する学院等、教養科目群の科目については関係する実施委員会等の、授業科目を開設する部局において当該不服申立ての審査を行わせるものとする。

2 理事・副学長は、前項において、不服申立てを却下する場合は、担当事務を通じて、速やかに当該学生に文書により通知するものとする。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 関係する学院等又は実施委員会等は、前条第1項の審査を行い、その結果を、速やかに書面で理事・副学長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた理事・副学長は、担当事務を通じて、当該学生及び当該授業担当教員に当該結果を通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、授業担当教員に成績について変更する措置を行わせるものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この細則は、令和 年 月 日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和6年10月1日から適用する。

2 東京工業大学における成績に対する確認及び不服申立てに関する要項（平成27年12月4日制定）は、廃止する。